

船舶電気装備技術講座  
(GMDSS)  
法規編

## は し が き

モールス無線通信を主体とした海上遭難安全通信システムに代り、新しい無線通信システムとして平成4年2月から“海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）”が段階的に導入され、平成11年2月1日から全面実施されている。

これらの装備工事に携わる方々にとって関係法規を十分理解しておくことは、適正な艤装設計、艤装工事を行う上で極めて重要である。

本書は、GMDSSに係るSOLAS条約、船舶安全法関係規則及び電波法関係規則等について記述したものである。

工事業者は本書により法規等について十分学ばれるとともに、艤装工事、保守整備についても理解を深めて頂きたい。

なお、本書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成したものである。

# 目 次

第1章	GMDSSに関するSOLAS条約	1
1・1	第Ⅲ章 救命設備（関係条項のみ）	1
1・2	第Ⅳ章 無線通信	4
1・3	第Ⅴ章 航行の安全（関係条項のみ）	24
1・4	第XI-2章 海上の保安を高めるための特別措置（関係条項のみ）	27

<b>第1章</b>	練習問題	29
------------	------	----

第2章	船舶安全法関係法規（抜粋）	30
2・1	船舶安全法	31
2・2	船舶安全法施行規則	34
2・3	船舶設備規程	52
2・4	船舶救命設備規則	132
2・5	船舶自動化設備特殊規則	147
2・6	小型船舶安全規則	150
2・7	漁船特殊規程	161
2・8	小型漁船安全規則	161
2・9	船舶安全法による船舶の検査（要約）	165
2・10	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法規（要約）	183

<b>第2章</b>	練習問題	186
------------	------	-----

練習問題の解答	187
---------	-----

[付録]	電波法関係規則（抜粋）	付-1
1	電波法	付-1
2	電波法施行規則と関連の告示	付-7
3	無線局運用規則	付-26
4	無線設備規則と関連の告示	付-26
5	電波法による無線局の検査	付-95